



長野県告示第411号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の10第1項の規定により、次のとおり認定液化石油ガス販売事業者の認定を取消しました。

令和6年7月25日

長野県知事 阿部 守一

氏名又は名称 及び代表者の氏名	住所又は所在地	認定年月日
早武 茂樹	東御市八重原2714	令和6年6月5日

産業技術課

長野県告示第412号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年7月25日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第413号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年7月25日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第414号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年7月25日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南佐久郡川上村（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第415号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年7月25日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡朝日村（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
朝日村（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第416号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年7月25日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上水内郡信濃町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び信濃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第417号

北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年7月25日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 航空レーザー測量
- 作業期間
令和6年7月10日から令和6年11月29日まで
- 作業地域
下高井郡山ノ内町、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第418号

北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年7月25日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 航空レーザー測量
- 作業期間
令和6年7月10日から令和6年11月29日まで
- 作業地域
下高井郡山ノ内町、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第419号

長野県林務部森林政策課長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年7月25日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 空中写真撮影
- 作業期間
令和6年6月20日から令和6年12月20日まで
- 作業地域
中部山岳森林計画区

建設政策課

長野県告示第420号

茅野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年7月25日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 数値撮影（デジタル）地図情報レベル 1000
写真地図作成 地図情報レベル 1000
数値修正 地図情報レベル 2500
地図編集 地図情報レベル 10000
- 作業期間
令和6年6月18日から令和7年3月28日まで
- 作業地域
茅野市

建設政策課

長野県告示第421号

中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年7月25日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 基準点測量、水準測量、現地測量
- 作業期間
令和5年10月31日から令和6年7月2日まで
- 作業地域
飯田市

建設政策課

長野県告示第422号

飯田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年7月25日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 令和5年度飯田市都市計画基本図修正業務委託 修正測量（空中写真測量）
- 作業期間
令和5年11月21日から令和6年3月26日まで
- 作業地域
飯田市

建設政策課

長野県告示第423号

大町市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年7月25日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 大町市空間データ基盤及び台帳補正データ整備事業
- 作業期間
令和5年8月23日から令和6年3月31日まで
- 作業地域
長野市、大町市、東筑摩郡生坂村、北安曇郡池田町、北安曇郡松川村、北安曇郡白馬村、上水内郡小川村

建設政策課

長野県松本建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年8月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年7月25日

長野県松本建設事務所長 太田 茂 登

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 403号
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
東筑摩郡麻績村麻7379番の1地先から 東筑摩郡麻績村麻4135番の2地先まで	旧	m 5.6～28.6	km 1.1150
同 上	新	7.6～39.5	1.1150

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年8月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年7月25日

長野県大町建設事務所長 竹内浩平

- 1 (1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 大町麻績インター千曲線
(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市八坂字峯6684番の1地先から 大町市八坂字小谷沢1178番の1地先まで	旧	m 9.5 ~ 49.4	km 0.3130
同上	新	9.5 ~ 49.4	0.3130

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市八坂字牛伏1085番の2地先から 大町市八坂字飯綱宮6537番の11地先まで	旧	m 8.6 ~ 15.3	km 0.1545
同上	新	11.7 ~ 32.7	0.1545

- 2 (1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 白馬岳線
(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡白馬村大字北城字松川南股入9460番の5地先から 北安曇郡白馬村大字北城字松川南股入9460番の2地先まで	旧	m 6.5 ~ 9.7	km 0.1950
		6.5 ~ 11.7	0.2000
同上	新	6.5 ~ 11.7	0.2000

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年8月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年7月25日

長野県長野建設事務所長 坂口一俊

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 長野菅平線
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字稲葉字北村沖2643番の1地先から 長野市大字稲葉字北村沖2664番の1地先まで	旧	m 7.7 ~ 18.4	km 0.0750
同上	新	11.4 ~ 18.4	0.0750

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年8月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年7月25日

長野県大町建設事務所長 竹内 浩平

- 路線名 大町麻績インター千曲線
- 供用を開始する区間
大町市八坂字峯6684番の1地先から
大町市八坂字小谷沢1178番の1地先まで
- 供用を開始する期日 令和6年7月25日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年8月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年7月25日

長野県長野建設事務所長 坂口 一俊

- 路線名 長野荒瀬原線
- 供用を開始する区間
上水内郡飯綱町大字牟礼字下平935番の5地先から
上水内郡飯綱町大字普光寺字下平924番の5地先まで
- 供用を開始する期日 令和6年7月26日

道路管理課